

広島市西部水資源再生センター消化ガス発電事業

公募型プロポーザル応募説明書

平成28年6月

広島市下水道局

<目 次>

第1章 本書の位置づけ	1
1-1 本書の位置づけ	1
第2章 事業概要	2
2-1 事業内容	2
第3章 プロポーザル参加に関する条件等	4
3-1 応募者の構成等	4
3-2 プロポーザル参加資格	4
3-3 資本的関係又は人的関係のある会社の参加制限について	5
第4章 応募の手続き等	6
4-1 事業契約締結までのスケジュール	6
4-2 応募説明書等関係書類の交付方法	6
4-3 応募手続き等	7
4-4 応募にあたっての留意事項	10
第5章 審査方法等	13
5-1 受託候補者の特定方法	13
5-2 審査委員会の設置	13
5-3 検討会議の設置	13
5-4 受託候補者特定基準	13
5-5 受託候補者の特定	14
5-6 審査結果の通知	14
5-7 審査結果の公表	14
5-8 受託候補者とならなかった場合の理由の説明	14
第6章 受託候補者特定後の手続き	15
6-1 契約の優先交渉権者の決定	15
6-2 基本協定の締結	15
6-3 次点交渉権者との協議	15
6-4 事業契約の締結	15
第7章 その他	17
7-1 契約担当課	17
7-2 事業担当課	17
7-3 その他	17
別紙 リスク分担表	18

第1章 本書の位置づけ

1-1 本書の位置づけ

本応募説明書は、「広島市西部水資源再生センター消化ガス発電事業」（以下「本事業」という。）を実施するにあたり、応募者に公表するものである。

なお、条件規定書及び公募型プロポーザル方式関連様式集は、本応募説明書と一体のものである（本書を含めて、以下「応募説明書等」という。）。提出書類の作成に当たっては、応募説明書等を精読の上、遺漏の無いように努めること。

第2章 事業概要

2-1 事業内容

(1) 事業名

広島市西部水資源再生センター消化ガス発電事業

(2) 事業対象箇所

広島市西部水資源再生センター（広島市西区扇一丁目1番1号）

(3) 事業内容

本事業は、事業者が固定価格買取制度（以下「FIT制度」という。）を適用して、広島市西部水資源再生センターで発生する消化ガスの一部を本市から購入し、貸付けられた事業用地に自らが整備した発電施設を用いて発電事業を行うものである。

本事業の詳細は、応募説明書等を参照すること。

(4) 事業範囲

事業者の事業範囲は次のとおりとし、事業者はこれらにかかる責任及び費用負担を負う。

ア 消化ガス発電事業の開始手続き

事業者がFIT制度による売電を行うために必要となる設備認定、電気事業者との接続協議、契約、法規制上の事務手続等、事業実施に必要な一切の開始手続きを行い、事業開始までに完了する。

イ 消化ガス発電施設等の設計、建設及び維持管理・運営

事業者は、応募説明書等を満たす消化ガス発電施設の設計、建設を行い、当該施設の維持管理・運営を行う。

ウ 消化槽加温設備等の設計、建設及び引渡し

事業者は、応募説明書等を満たす消化槽加温設備の設計、建設を行い、工事完了後に市へ引き渡しを行う。

エ 消化ガスの買取り及び消化槽加温設備への温水供給

事業者は、維持管理・運営期間を通じて提案買取り単価にて市より消化ガスを買取るとともに、消化ガス発電設備からの廃熱を温水として回収し、消化槽へ供給する。

オ 発電事業終了後の消化ガス発電施設等の撤去

事業者は、発電事業終了後、消化ガス発電施設の撤去を行う。

(5) 事業期間

事業者は、基本協定の締結後、平成28年度中にFIT制度による設備認定、電気事業者との接続供給契約等を完了し、買取価格を確定したうえで、消化ガス発電事業契約（以下「事業契約」という。）を締結する。事業者は平成30年4月1日より発電事業の運営を開始し、維持管理・運営期間は20年間（平成50年3月31日）とする。

また、発電事業終了後、6か月以内に施設の撤去を行うものとする。

(6) 事業者の収入

事業者は、自らの提案によって整備した消化ガス発電施設を用いて発電を行い、その発電電力の売却代金を収入とする。

(7) 消化ガス買取り額

市からの消化ガス買取り単価は、事業者の提案額（例：20円/Nm³）とする。

(8) 下水道用地の貸付料、占用料及び使用料

事業者は、広島市西部水資源再生センター内の土地を使用するにあたり、「広島市財産条例（昭和39年3月31日条例第8号）」に定める貸付料及び使用料、「広島市下水道条例（昭和47年10月6日条例第96号）」に定める占用料を支払うこと。

(9) 関係法令等の遵守

事業者は、本事業を実施するにあたり、設計、建設及び維持管理・運営の提案内容にあわせて条件規定書に示す関連法令、市の条例及び要綱等を遵守すること。

(10) リスク分担

原則として、事業に伴い発生するリスクについては事業者が負うものとする。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うものとする。

事業者と市のリスク分担については、別紙のとおりとする。

第3章 プロポーザル参加に関する条件等

3-1 応募者の構成等

本事業に応募する事業者（以下「応募者」という。）の構成等は、次のとおりとする。

- (1) 応募者は単体企業又は共同企業体とする。
- (2) 共同企業体を構成する企業数の上限は3者とし、本事業の実施に関して各々が適切な役割を担うものとする。
- (3) 共同企業体を構成する企業（以下「構成員」という。）の中から応募者を代表し、市との交渉窓口となる企業（以下「代表企業」という。）を定めなければならない。
- (4) 共同企業体の各構成員の出資割合は、2者の場合は1者につき10分の3以上を、3者の場合は1者につき10分の2以上を必要とし、かつ代表企業の出資割合は他の構成員の出資割合を下回らないこととする。
- (5) 共同企業体の構成員は、他の応募者と重複参加できないものとする。
- (6) 本事業の主たる業務※は、市の承諾を得ることなく単体企業又は共同企業体の構成員以外の第三者に委任又は請け負わせてはならない。
- (7) 本事業の主たる業務を複数の企業が担う場合は、全ての企業を構成員に含めなければならない。

※本事業の主たる業務とは、消化ガス発電施設の設計、建設、維持管理・運営（売電を含む）において、総合的に企画、指導及び調整を行うことをいう。

3-2 プロポーザル参加資格

応募者（共同企業体の場合、構成員の全て）は、次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

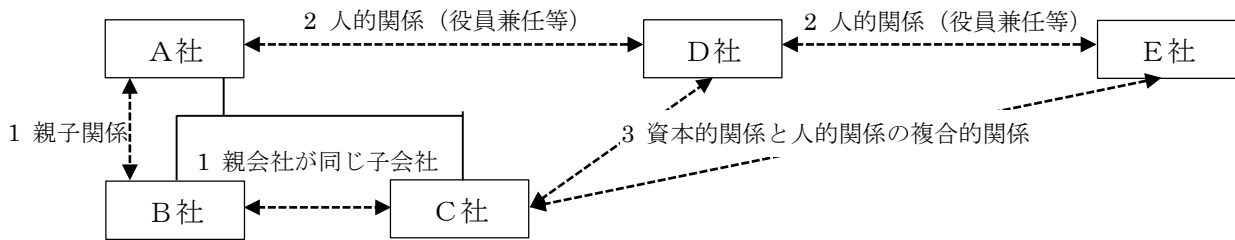
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び広島市契約規則（昭和39年広島市規則第28号）第2条の規定に該当しない者であること。
- (2) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (3) 公募の日から受託候補者の特定までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は本市の指名停止の措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていない者であること。
- (4) 広島市競争入札参加資格者として登録されている者にあつては、公示の日から受託候補者の特定までのいずれの日においても、本市の指名停止措置、若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。
- (5) 次に掲げる者でないこと。
 - ア 5-2に掲げる審査委員会の委員
 - イ 5-3に掲げる消化ガス有効利用検討会議の委員
 - ウ 前記ア、イの委員が、自ら主宰し、又は役員若しくは顧問として関係する法人その他の組織及び当該組織に所属する者
- (6) 応募者（共同企業体の場合、構成員のいずれか）は、次の要件をすべて満たすものとする。
 - ア 広島市競争入札参加資格の平成27・28年度広島市建設工事競争入札参加資格者として「機械器具設置」若しくは「電気」に認定されている者であること。
 - イ 平成13年4月1日以降に元請けとして完成・引き渡しが完了した、日本国内での下水汚泥を含むバイオマス由来のメタン発酵ガスを利用した発電設備工事において、単一工事で発電能力の合計規模が140kW以上の消化ガス発電設備を製作（自社製作に限定しない。）し、据付した実績（民設民営のF I T制度による実績も含む。）を有すること。ただし、共同企業体の構成員としての施工実績の場合は、出資割合が10分の2以上のものに限る。
- (7) 応募者（共同企業体の場合、代表企業）は、次のいずれかの要件を満たすものとする。
 - ア 直近における貸借対照表（定時株主総会に報告された貸借対照表をいう）に資本金として計上

した額が5億円以上である会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号イに定める大会社）であること。

イ 会計監査人設置会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第11号に定める会社）であること。

3-3 資本的関係又は人的関係のある会社の参加制限について

一定の資本的関係又は人的関係のある会社が同一のプロポーザルへ参加することについては、公正な審査が阻害される恐れがあるため、実効ある競争の確保の観点から以下のとおり応募を制限する。



※ 上記の関係がある場合、A、B、C、D及びE社は、いずれか1者のみの応募となる。ただし、A、B、C、D及びE社の中の2者もしくは3者で共同企業体を構成する場合は、1者の応募とみなす。

※ 個人事業主や組合等の法人の理事についても、他の会社の役員等を兼任している場合、同一の公募型プロポーザルへの参加が制限される。また、組合と組合の構成員である会社は同一の公募型プロポーザルへの参加が制限される。

※ 1について、子会社又は子会社的一方が更正会社又は更正手続きが存続中の会社である場合は除く。

※ 2について、一方の会社の役員が他方の会社の管財人を兼任している場合を除いて、会社的一方が更正会社又は更正手続きが存続中の会社である場合は除く。

第4章 応募の手続き等

4-1 事業契約締結までのスケジュール

公示から事業契約締結までは、次のスケジュールにより行う予定である。

表4-1 事業契約締結までのスケジュール

内 容		日 付
1	公示、応募説明書等の公表	平成28年 6月14日（火）
2	公募型プロポーザル参加資格確認申請書の提出期限	平成28年 6月28日（火）
3	公募型プロポーザル参加資格審査結果の通知及び関連資料の配布	平成28年 7月 5日（火）
4	公募型プロポーザル参加資格審査結果に対する理由の説明請求期限	平成28年 7月12日（火）
5	現地確認	平成28年 7月13日（水）から 平成28年 7月15日（金）まで
6	応募説明書等に関する質問受付期限	平成28年 7月20日（水）
7	公募型プロポーザル参加資格審査結果に対する理由の説明回答期限	平成28年 7月22日（金）
8	応募説明書等に関する質問回答の公表	平成28年 8月 2日（火）
9	企画提案書の提出期限	平成28年 8月18日（木）
10	企画提案書の受理及びプレゼンテーションの日時の通知（又は企画提案書が無効である旨の通知）	平成28年 8月 下旬
11	企画提案書の応募無効理由の説明請求期限	通知日の翌日から7日（休日含む）以内
12	企画提案書の応募無効理由の説明回答期限	請求日の翌日から10日（同上）以内
13	プレゼンテーション	平成28年 9月 中旬
14	受託候補者の特定及び通知	平成28年 9月 下旬
15	優先交渉権者とならなかった場合等の理由の説明請求期限	通知日の翌日から7日（休日含む）以内
16	優先交渉権者とならなかった場合等の理由の説明回答期限	請求日の翌日から10日（同上）以内
17	基本協定の締結及び公表	平成28年 9月中
18	事業契約締結	平成28年 年度内

注）書類等の提出方法は、各項目所定の方法で行うこと。

4-2 応募説明書等関係書類の交付方法

広島市のホームページ（<http://www.city.hiroshima.lg.jp/>）のトップページの「産業・雇用・ビジネス」→「入札・契約」→「入札、見積情報」の「プロポーザル・コンペの案件情報」からダウンロードできる。

ただし、これにより難しい場合（ダウンロードできない場合の書類を含む）は、次により配布する。

(1) 交付期間

公示日から平成28年6月28日（火）までの閉庁日を除く午前8時30分から午後5時15分まで。

(2) 交付場所

7-1に掲げる契約担当課とする。

4-3 応募手続き等

(1) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書の提出

応募者は、以下の参加資格確認申請書を持参すること。

ア 提出期間

応募説明書等の公表日（平成28年6月14日（火））から平成28年6月28日（火）午後5時15分までとする。

イ 提出方法

持参又は郵送（配達証明付き書留郵便に限る。提出日までに必着のこと。）

ウ 提出書類

提出様式は、表4-2のとおりとし、ファイルの表紙と背表紙に商号又は名称と「広島市西部水資源再生センター消化ガス発電事業公募型プロポーザル参加資格確認申請書」と記入すること。

共同企業体で応募する場合、構成員の全てが会社概要書（様式第2号）、資金的関係・人的関係調書（様式第3号）、印鑑証明書（会社）、商業登記簿謄本、納税証明書、経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書を提出すること。

エ 提出先

7-1に掲げる契約担当課とする。

表 4-2 公募型プロポーザル参加資格確認申請書の一覧

番号	提出書類	指定様式	単体企業 の場合	共同企業 体の場合
1	公募型プロポーザル参加資格確認申請書	様式第1号	要	—
2	公募型プロポーザル参加資格確認申請書（共同企業体用）	様式第1-1号	—	要
3	委任状（共同企業体用）	様式第1-2号	—	要
4	共同企業体協定書	様式第1-3号	—	要
5	承諾書（共同企業体用）	様式第1-4号	—	要
7	会社概要書	様式第2号	要	要
8	資金的関係・人的関係調書	様式第3号	要	要
9	施工実績調書 平成13年度以降の日本国内での下水汚泥を含むバイオマス由来のメタン発酵ガスを利用した発電設備工事において、単一工事で発電能力の合計規模が140kW以上の消化ガス発電設備を製作（自社製作に限定しない。）し、据付した実績（民設民営のFIT制度による実績も含む。）について、工事名、契約期間、工事内容等を記載すること。（共同企業体の構成員としての施工実績の場合、出資割合が20パーセント以上のものに限る。）	様式第4号	要	要※1
10	CORINSに登録されている登録データ（竣工時工事カルテ）または資格要件を確認できる図面や発注者の証明書等	—	要	要※1
11	印鑑証明書（会社）（写し可。提出日の3か月前の日以降のもの）	—	要	要
12	商業登記簿謄本（写し可。提出日の3か月前の日以降のもの）	—	要	要
13	直近3期分の計算書類及び事業報告 （貸借対照表、損益計算書（確定した計算書類で会社法に基づく会計監査人の監査報告書含む）及び事業報告等）	—	要	要※2
14	納税証明書（写し）			
	広島市発行の納税証明書※3	—	要	要
	消費税及び地方消費税の納税証明書※4	—	要	要
15	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（写し）	—	要	要※1

※1 施工を行う企業又は実績要件を満たす企業は必要

※2 代表企業のみ必要

※3 「平成〇〇年〇月〇〇日（直近の証明可能な日）以前に納付すべき市税について、滞納の税額がない。」旨の記載のある本市の納税証明書の写しを添付すること。（証明年月日が資格確認申請書提出日から3か月前の日以降のものに限る。）

納税証明書の請求方法等については、「入札等に参加するための納税証明書について」（広島市のホームページに掲載）を参照すること。

※4 「未納の税額がない。」旨の記載のある税務署の納税証明書（「その3」「その3の2」「その3の3」のいずれか）の写しを添付すること。（電子納税証明書は不可）（証明年月日が資格確認申請書提出日から3か月前の日以降のものに限る。）

納税証明書は、納税地を所管する税務署で発行されるので、消費税及び地方消費税の納税証明書（未納の税額

がないこと用)の交付を受けたい旨申し出た上で、該当する税務署に請求すること。

納税証明書の請求方法等については、<http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/nofu-shomei/shomei/01.htm>を参照すること。

(2) 公募型プロポーザル参加資格審査結果の通知及び関連資料の配布

平成28年6月28日(火)を参加資格審査基準日とし、本事業の参加資格の確認を行う。当該審査結果については、応募者(共同企業体の場合は代表企業)に対して平成28年7月5日(火)に市から書面で通知するので、7-1に掲げる契約担当課に来庁すること。

なお、この時の来庁時間については、平成28年7月1日(金)までに市から応募者(共同企業体の場合は代表企業)に対してメールで通知するので、受信後、必ず確認メールを市へ返信すること。

来庁時には次の資料(ただし、一部を抜粋したもの)を電子データ(PDFデータ)にて提供する。

- ・消化ガス発生量(詳細版)
- ・既設図面集(土木、建築、機械、電気)
- ・既設消化槽加温設備に関する資料
- ・基本協定書(案)
- ・事業契約書(案)

(3) 参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

公募型プロポーザル参加資格審査結果の通知により、参加資格がないと認められた応募者(共同企業体の場合は代表企業)は、書面を平成28年7月12日(火)午後5時必着で提出することにより、応募資格がないと認めた理由についての説明を求めることができる。市は説明を求められたときは、説明を求めた応募者(共同企業体の場合は代表企業)に対して、平成28年7月22日(金)までに書面により回答する。

ア 提出方法

簡易書留郵便によるものとする。

イ 提出先

7-1に掲げる契約担当課とする。

(4) 現地確認

ア 日程の通知方法

現地確認の日程は、市がメールにて指定日時を通知する。受信後は必ず確認メールを市へ返信すること。

イ 現地確認期間

平成28年7月13日(水)から平成28年7月15日(金)まで(本市の休日を除く)のうちの原則2日間とし、午前9時から午後5時まで(正午～午後1時までを除く)とする。なお、現地確認に参加できるのは1応募者当たり5名までとする。

(5) 応募説明書等に対する質問及び回答

ア 質問方法

質問は書面(様式第8～12号:Microsoft Office Excel)により行うこととし、電子メールにより受付する。電子メール送信後、事務局から質問書を受領した旨の電子メールを送付するた

め、これを確認すること。

イ 受付期間

公募型プロポーザル参加資格審査結果の通知日から平成28年7月20日（水）までの本市の休日を除く毎日、午前9時から午後5時15分までとする。

ウ 質問送付先

メールアドレス：g-keikaku@city.hiroshima.lg.jp（広島市下水道局施設部計画調整課）
件名は、「広島市西部水資源再生センター消化ガス発電事業についての質問」とする。

エ 回答方法

回答は、平成28年8月2日（火）に市のホームページ上で公表する。

(6) 企画提案書の作成と提出

ア 企画提案書の作成

「企画提案書作成要領」（応募説明書 別紙1）を参照して作成すること。

イ 提出書類

- ・企画提案書（本書） 1部
- ・企画提案書（評価用） 10部
- ・提案概要 2部
- ・企画提案書の電子ファイル（CD-ROM） 1部

ウ 提出期間

公募型プロポーザル参加資格審査結果の通知日から平成28年8月18日（木）の閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分までとする。

エ 提出方法

持参又は郵送（配達証明付き書留郵便に限る。提出日までに必着のこと。）

オ 提出先

7-1に掲げる契約担当課とする。

4-4 応募にあたっての留意事項

(1) 応募説明書等の承諾

応募者は、応募説明書等に記載された内容を承諾の上、応募すること。

(2) 公正な応募の確保

応募者は、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（平成22年法律第54号）に抵触する行為を行ってはならない。なお、後日、不正な行為が判明した場合には、市は契約の解除等の措置をとることがある。

(3) 応募の辞退

公募型プロポーザル参加資格確認申請書の提出以降、応募を辞退する場合、応募者（共同企業体の場合は代表企業）は、企画提案書の提出期限（平成28年8月18日（木））までに、応募辞退届（様式第13号）を7-1に掲げる契約担当課へ提出すること。

また、応募者が当該提出期限までに企画提案書を提出しない場合は、辞退したものとみなす。

(4) 提出書類の取扱い

ア 秘密保持

市は、提出された参加申込書類及び企画提案書等に係る内容は、参加資格の確認及び企画提案内容の評価目的として使用する以外に応募者に無断で使用することはしない。また、その内容は、提案概要を除き、他者に知られることのないように取り扱う。

ただし、受託候補者の企画提案については、採用した理由の説明を求められた場合に、他者に比べ優位な点を公表することがある。また、広島市情報公開条例第7条に基づき、開示請求があった場合は、法人等の競争上又は事業運営上の地位を害すると認められるもの等不開示情報を除き、開示請求者に開示する。

イ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている工事材料、施工方法、維持管理・運営方法等を使用したことに起因する責任は、提案を行った応募者が負う。

ウ 複数提案の禁止

応募者は、1つの提案しか行うことはできない。

エ 提出書類の変更禁止

提出書類の変更はできない。ただし、提出書類における誤字等の修正についてはこの限りではない。

(5) 市の提供する資料の取扱い

応募者（応募を辞退した者を含む）は、市が提供する資料を、本事業の応募にかかる検討以外の目的で使用することはできない。

(6) 応募の無効

次のいずれかに該当する応募を無効とする。

ア 前記3-2 プロポーザル参加資格に定める要件を欠くに至った者が行った応募

イ 指定の日時、指定の場所に必要書類を提出しなかった応募

ウ 記名押印のない書類による応募

エ 同一応募者のした2つ以上の応募

オ 公募型プロポーザル参加資格確認申請書に記載された応募者の代表企業以外の者が行った応募

カ 公募型プロポーザル参加資格確認申請書等その他一切の書類に虚偽の記載をした者が行った応募

キ 誤字、脱字、白紙等により意思表示が不明確な応募

ク 上記アからキに掲げるものの他、応募に関する条件に違反した応募

(7) 応募の中止

天災地変等やむを得ない理由により募集又は公募の執行ができないときは、これを延期し、又は中止する場合がある。

応募者の談合を疑い、不正不穏行動等により募集又は公募を公正に執行できないと認められるときは、募集又は公募の執行を延期し、又は取りやめることがある。

なお、当該取りやめ等の場合において、書類作成等のために応募者がその時点までに費やした費用は、全て応募者の負担とする。

(8) 企画提案書の受理及びプレゼンテーションの日時の通知

市は、企画提案書を受取り、上記(6)の無効事由に該当しない場合には、当該企画提案書を受理した旨及びプレゼンテーション（第5章参照のこと）の開催日時等を応募者に書面で通知する。応募者は、この通知を受取ってから1週間以内にプレゼンテーションへの出席者の申込みを書面にて行うこと（様式第7号）。

また、(6)の無効事由に該当する場合には、当該企画提案書による応募が無効である旨を応募者に書面で通知するものとする。

(9) 企画提案が無効であることの理由の説明

企画提案が無効である旨の通知を受けた応募者（共同企業体の場合は代表企業）は、通知を受けた日の翌日から起算して7日（休日を含む）以内に書面により市に対して理由の説明を求めることができる。市は説明を求めた応募者（共同企業体の場合は代表企業）に対して、説明を請求された日の翌日から起算して10日（休日を含む）以内に書面により回答するものとする。

ア 提出方法

簡易書留郵便によるものとする。

イ 提出先

7－1に掲げる契約担当課とする。

第5章 審査方法等

5-1 受託候補者の特定方法

事業者が応募説明書等に規定する事業参画に足る資格を有しており、かつ、企画提案書の提案内容が、技術的観点から市が定める基準等を満足する事業者の中から、受託候補者を特定する。

5-2 審査委員会の設置

広島市西部水資源再生センター消化ガス発電事業を行うにあたり、事業者の企画提案書を受託候補者特定基準に基づき審査し、受託候補者を特定するため、広島市西部水資源再生センター消化ガス発電事業プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

審査委員会の委員は次の職にある者をもって構成する。

- ・委員長 広島市下水道局長
- ・副委員長 広島市下水道局次長
- ・委員 広島市下水道局管理部長
広島市下水道局施設部長
広島市下水道局経営企画課長
広島市下水道局管理部西部水資源再生センター所長

5-3 検討会議の設置

市は、学識経験者等を委員とする「消化ガス有効利用検討会議」（以下「検討会議」という。）にて、専門的見地からの意見を聴取し、提案内容の審査を行う。

検討会議は、審査委員会へ専門的な助言を行うため、応募者からのプレゼンテーションを受ける。このプレゼンテーションは、あくまで提案内容の補足説明を行う目的で実施するものであり、新たな提案は認めない。

なお、本事業の受託候補者特定までの間に、受託候補者の特定に関して、応募者やそれと同一と判断される団体等が、検討会議委員に面談を求めると、また、応募者のPR書類等提出すること等により、自己を有利に、又は他の応募者を不利にするように働きかけを行った場合は失格とする。

表5-1 消化ガス有効利用検討会議の委員（敬称略）

氏 名	所属・役職
今岡 務	広島工業大学環境学部地球環境学科 教授
西田 恵哉	広島大学大学院工学研究科エネルギー・環境部門 教授
吉中 邦彦	吉中公認会計士事務所

5-4 受託候補者特定基準

次の項目について、受託候補者特定基準（応募説明書 別紙2）で示す評価基準に基づき、公平かつ客観的に審査及び評価を行う。

- ① 安定的な事業運営に関する事項
- ② 事業実施に関する事項
- ③ 経済性に関する事項

5-5 受託候補者の特定

- (1) 検討会議は応募者からの提案書類を、専門的見地から考察し、審査委員会に対し助言を行う。審査委員会は検討会議からの助言を基に審査し、合計評価点が最も高い企画提案書を提出した者を受託候補者とする。
- (2) 合計評価点が同点の応募者が2者以上あるときは、経済性に関する事項の評価点が高い者を受託候補者とするが、さらにこれも同点の場合は、くじ引きにより決定する。

5－6 審査結果の通知

審査結果は、プロポーザル参加者全員に対して審査終了後、速やかに書面にて通知する。

5－7 審査結果の公表

基本協定の締結後、速やかに応募者名、各応募者の審査結果（順位、点数を含む）及び提案概要を市のホームページにおいて公表する。

5－8 受託候補者とならなかった場合の理由の説明

受託候補者とならなかった者は、その理由について疑義がある場合、通知を受けた日の翌日から起算して7日（休日を含む）以内に、書面により市に対して理由の説明を求めることができる。市は、説明を請求された日の翌日から起算して10日以内（休日を含む）に、書面により回答するものとする。また、企画提案書が条件規定書等を満たしておらず、失格となった場合もこの場合を含める。

第6章 受託候補者特定後の手続き

6-1 契約の優先交渉権者の決定

受託候補者に特定された者は、本業務の契約書の見積書を徴する優先交渉権者とする。

ただし、指名停止等やむを得ない事情により受託候補者と契約を締結できないときは、次点の評価を得た者を優先交渉権者とする。

6-2 基本協定の締結

(1) 基本協定の締結

市と優先交渉権者は、本事業に係る事業契約の締結等に向け、両者の義務についての規定及び事業の円滑な実施に必要な諸手続きを定めた基本協定を締結する。基本協定には、少なくとも次の項目について規定する。

ア 基本的合意（企画提案書の内容遵守、準備行為の義務）

イ 事業契約締結への努力義務

(2) 基本協定締結にかかる担当部局

7-1に掲げる契約担当課とする。

6-3 次点交渉権者との協議

(1) 優先交渉権者と基本協定または事業契約が成立しない場合

市は、優先交渉権者と基本協定または事業契約の内容に関する協議が成立しない場合、次点交渉権者を優先交渉権者とみなして協議を行うことがある。

(2) 基本協定の締結までに優先交渉権者が応募資格を欠くに至った場合

基本協定の締結までに優先交渉権者が前記3-2 プロポーザル参加資格で定める要件を欠くに至った場合は、次点交渉権者を優先交渉権者とみなして協議を行うことがある。

6-4 事業契約の締結

(1) 事業契約の締結

市と優先交渉権者は、市が有する本事業に係る事業契約書（案）及び条件規定書に基づき協議を行い、内容について合議し、本事業に係る契約書等を作成した上で、改めて見積書を徴し、随意契約の方法により契約を締結する。

(2) 事業契約の締結にかかる担当部局

7-2に掲げる事業担当課とする。

(3) 事業契約内容

事業契約書において、事業契約を締結する優先交渉権者（上記6-3(2)のみなし優先交渉権者の場合も含む）が遂行すべき業務内容、消化ガス買取り代金の支払い方法及び損害賠償等を定める。

(4) 事業契約に係る契約書作成費用

事業契約書の検討に係る事業者側の弁護士費用及び印紙代等、事業契約書の作成等に要する費用は、事業者の負担とする。

(5) 契約保証金

契約を締結する場合においては、契約締結日までに消化ガス購入料の年額相当額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険を締結して、市に提出したときは、契約保証金の納付を免除する。この場合において、履行保証保険が当初3か年度以上の履行期間（契約締結日から履行開始日の前日までの期間を含む）までをその保険期間とするものでなければならず、その提出の際に、当該履行保証保険の満了日か

ら起算して7日前の日（当日が広島市の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日に当たるときは、当日以前において、当日に最も近い同項各号に掲げる日でない日。）までに、残余年度の履行期間について、これを保険期間（1年間又は複数年間）とする新たな履行保証保険を締結して提出すること、又は当該7日前の日までに消化ガス購入料の年額相当額の100分の10以上の契約保証金を納付することの誓約書を提出しなければならない。当該期限までに、新たな履行保証保険を締結して提出しないとき、又は契約保証金を納付しないときは、直ちに契約を解除する。その後の残余年度の履行保証保険についても、同様とする。

なお、履行保証保険契約の締結に当たっては、事前に保険会社の審査が必要であり、特に履行期間が複数年の場合は審査に時間を要するため、基本協定締結後や契約締結日になって初めて保険の申込みをすると保険の締結ができない場合があることから、必ず事前のできるだけ早い時期に保険会社と相談しておくこと。

(6) 経済産業局への設備認定申請費用

F I T制度の再生可能エネルギー設備認定の申請に係る一切の費用は、事業者の負担とする。

第7章 その他

7-1 契約担当課

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市下水道局施設部計画調整課

電 話 082-504-2413 (直通)

FAX 082-504-2429

E-mail g-keikaku@city.hiroshima.lg.jp

7-2 事業担当課

〒733-0831

広島市西区扇一丁目1番1号

広島市下水道局管理部西部水資源再生センター

電 話 082-277-8481 (直通)

FAX 082-278-3094

E-mail g-seibu@city.hiroshima.lg.jp

7-3 その他

- (1) 本プロポーザル手続きにおいて使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 企画提案書の作成、その他本プロポーザルの参加に要する一切の費用は、参加者の負担とする。
- (3) 審査委員会の委員に対する応募参加資格者の不当な働きかけは、一切禁止する。

別紙 リスク分担表

以下に示す表のリスク負担者のうち、○は主分担、△は副分担を表しているが、副分担の負担範囲・負担方法については、市と事業者が協議を行って決定する。

(1) 共通

リスクの種類		適用	負担者	
			市	事業者
政策関連 リスク	法令変更リスク	本事業に直接影響を及ぼす法令の変更によるもの	△	○
		上記以外の広く一般に適用される法令変更によるもの		○
	税制リスク	法人税の変更に関するもの		○
		消費税等の変更に関するもの		○
社会リスク	環境リスク	建設・維持管理に係る騒音・振動・光・臭気・排気等の環境保全に関するもの		○
	第三者賠償リスク	市の帰責事由により第三者に与えた損害	○	
		事業者の帰責事由により第三者に与えた損害		○
	第三者からの損害	第三者から与えられた損害		○
経済リスク	物価リスク	物価の変動に関するもの		○
	金利リスク	金利の変動に関するもの		○
債務不履行 リスク	制度適用リスク	固定価格買取制度の平成28年度認定の買取価格（税抜39円/kWh）の適用を受けられなかった場合		○

(2) 施設計画・設計

リスクの種類		適用	負担者	
			市	事業者
計画・設計 リスク	事前調査リスク	事業者による独自調査及び調査の必要性の判断に関するもの		○
	設計リスク	市の提示条件、指示の不備・変更による設計変更	○	
		事業者が実施した設計の不備		○

(3) 施設建設

リスクの種類		適用	負担者	
			市	事業者
建設リスク	工事遅延リスク	市の指示等により契約期日までに完工しない場合	○	
		事業者の帰責事由により契約期日までに完工しない場合		○
	工事費増加	市の指示による工事費の増加	○	
		事業者の帰責事由による工事費の増加		○

(4) 維持管理・運営

リスクの種類		適用	負担者	
			市	事業者
性能リスク		規定条件不適合		○
維持管理・運営コストリスク		市の帰責事由による事業内容変更等における維持管理・運営費の増大	○	
		上記以外の維持管理・運営費の増大		○
消化ガスの変動リスク	ガス量変動リスク	市が提供する消化ガス量に関するもの	注 1	
	性状変化リスク	市が提供する消化ガス性状に関するもの		○

注 1：条件規定書「第 3 章 維持管理・運営、3－1 総則、3－1－1 維持管理・運営時のユーティリティ等条件、(1) 消化ガスについて」に基づき協議を行うものとする。

(5) 施設撤去

リスクの種類		適用	負担者	
			市	事業者
撤去リスク	工事遅延リスク	市の指示等により契約期日までに完工しない場合	○	
		事業者の帰責事由により契約期日までに完工しない場合		○